

熊本県公報

号外 第5号
令和2年(2020年)
3月4日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課) 4
- 熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例…………… (") 4
- 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例…………… (") 4
- 熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例…………… (") 5
- 熊本県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 5
- 熊本県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 8
- 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例…………… (健康危機管理課) 8
- 熊本県食品衛生基準条例及び熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例…………… (") 9
- 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… (") 10
- 熊本県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例…………… (社会福祉課) 10
- 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例…………… (子ども未来課) 16
- 熊本県地域医療再生基金条例を廃止する条例…………… (医療政策課) 16
- 熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例…………… (業務衛生課) 17
- 熊本県産業展示場条例の一部を改正する条例…………… (観光物産課) 17
- 熊本県卸売市場審議会条例及び熊本県卸売市場条例を廃止する条例…………… (流通アグリビジネス課) 18
- 熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例…………… (森林整備課) 18
- 熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例…………… (道路整備課) 18
- 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課) 19
- 熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例…………… (下水環境課) 19
- 熊本県営住宅条例の一部を改正する条例…………… (住宅課) 19

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 調理師法等に基づく事務のうち、調理師試験の受験願書の提出の受付に関する事務を市町村が処理する事務から除くこととした。(別表第25号関係)
 - 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。
- ◇熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例
 - 1 国際スポーツ大会推進部を廃止することとした。(第2条関係)
 - 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。
- ◇熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 補償基礎額の定義に、給料を支給される職員の区分を加えることとした。(第2条関係)
 - 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。
- ◇熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 監査委員の審査の対象に、地方自治法第150条第5項による同法第1項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書の審査を加えることとした。(第6条関係)
 - 2 地方自治法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第5条関係)
 - 3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。
- ◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例
 - 1 新たに手数料の対象に加えることとした。
 - (1) 比較的容易にできる構造計算適合性判定を行う場合の構造計算適合性判定の申請

- 又は通知手数料（第2条、別表第9の5関係） 42,000円ほか
- (2) 圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る高圧ガス容器検査又は容器再検査手数料
（別表第16関係） 320円ほか
- (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定通知書が添付された場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等（別表第26の11の2、別表第26の11の3関係） 10,000円ほか
- (4) モデル住宅法等により評価されている建築物に係る建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料（別表第26の14関係） 16,000円ほか
- 2 手数料の額を改定することとした。
砂利採取業務主任者試験手数料（第2条関係） 8,000円から8,100円に改定
- 3 毒物及び劇物取締法の一部改正等を踏まえた規定の整備を行うこととした。（第2条関係）
- 4 調理師試験の実施に関する事務を指定試験機関が行う場合の規定の整備を行うこととした。（第4条関係）
- 5 所要の規定の整理を行うこととした。
(1) 食品衛生法施行令の一部改正に伴うもの（第2条関係）
(2) 古物営業法の一部改正に伴うもの（第2条関係）
(3) その他規定の整理（第2条、別表第26の11の2一別表第26の14関係）
- 6 この条例は、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める日から施行することとした。
(1) 1(3)及び(4)並びに5(3)の一部 公布の日
(2) 1(1)及び(2)、2、3、4、5(2)及び(3)の一部並びに7 令和2年4月1日
(3) 5(1)及び8 令和2年6月1日
- 7 所要の経過措置を定めることとした。
- 8 5(1)に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。（附則第3項関係）
- ◇熊本県税条例の一部を改正する条例
- 1 地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第100条の5、附則第8条の12、附則第9条関係）
- 2 古物営業法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第109条関係）
- 3 この条例は、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める日から施行することとした。
(1) 2 令和2年4月1日
(2) 1の一部 公布の日又は道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号。以下「改正法」という。）の施行の日のいずれか遅い日
(3) 1の一部 改正法附則第1条第6号の政令で定める日
- ◇熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例
- 1 条例の対象となる社会福祉施設等に、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業所又は施設を追加することとし、児童発達支援センターを除くこととした。（第2条関係）
- 2 条例の対象となる社会福祉施設等に、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設を追加することとした。（第2条関係）
- 3 入浴施設の衛生管理について必要な措置及び構造設備の基準を見直すこととした。（第3条関係）
- 4 その他規定の整理を行うこととした。（附則第3項関係）
- 5 この条例は、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める日から施行することとした。
(1) 4 公布の日
(2) 2及び6の一部 令和2年4月1日
(3) 1、3及び6の一部 令和2年10月1日
- 6 所要の経過措置を定めることとした。
- ◇熊本県食品衛生基準条例及び熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例
- 1 熊本県食品衛生基準条例の一部改正【第1条】
(1) 営業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準に係る規定を削除することとした。（第2条関係）
(2) 食品衛生法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（別表第1関係）
(3) その他規定の整理を行うこととした。（第1条、第3条、別表第2、別表第3関係）
- 2 熊本県食の安全安心推進条例の一部改正【第2条】
食品衛生法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第17条関係）

3 この条例は、令和2年6月1日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 第一種動物取扱業者であった者に対する立入検査及び周辺的生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対する立入検査を動物愛護管理員の所掌事務とするこ

ととした。(第13条関係)

2 その他規定の整理を行うこととした。(第2条、第5条、第13条関係)

3 この条例は、令和2年6月1日から施行することとした。ただし、2の一部は、公

布の日から施行することとした。

◇熊本県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

1 趣旨について定めることとした。(第1条関係)

2 用語の定義について定めることとした。(第2条関係)

3 基本方針等について定めることとした。(第3条-第11条関係)

4 設備に関する基準について定めることとした。(第12条関係)

5 運営に関する基準について定めることとした。(第13条-第33条関係)

6 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。ただし、3及び5の一部

は、令和4年4月1日から施行することとした。

7 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 附則第3条中「5年間」を「10年間」に改めることとした。(附則第3条関係)

2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◇熊本県地域医療再生基金条例を廃止する条例

1 熊本県地域医療再生基金条例を廃止することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例

1 健康増進法の一部改正を踏まえ、喫煙所を設ける場合の基準を見直すこととした。

(第4条関係)

2 便器の数に係る基準を見直すこととした。(第4条関係)

3 その他規定の整理を行うこととした。(第6条関係)

4 2及び3は公布の日から、1及び5は令和2年4月1日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本産業展示場条例の一部を改正する条例

1 熊本産業展示場について、午前9時から正午まで及び正午から午後5時までの施設

の使用に係る使用料を追加することとした。

2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◇熊本県卸売市場審議会条例及び熊本県卸売市場条例を廃止する条例

1 熊本県卸売市場審議会条例及び熊本県卸売市場条例を廃止することとした。

2 この条例は、令和2年6月21日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例

1 熊本県林業研究・研修センターの研修用設備の使用に係る使用料を追加すること

とした。(別表関係)

2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◇熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 自転車通行帯を新たに規定し、その設置要件を規定することとした。(第9条の2関係)

2 自転車道の設置要件として、設計速度が1時間につき60キロメートル以上である

道路であることを追加することとした。(第11条関係)

3 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合の特例

の対象として、自転車道を追加することとした。(第43条関係)

4 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合の特

例の対象として、自転車通行帯を追加することとした。(第44条関係)

5 自転車通行帯を新たに規定することに伴う規定の整備を行うこととした。(第5条、

第7条、第12条、第13条、第34条関係)

6 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

7 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

1 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合に付す利子の利率を改正することとし

た。(第26条関係)

2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◇熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

1 浄化槽保守点検業者が浄化槽管理士に研修を受けさせなければならないとする規定

を設けることとした。(第9条関係)

2 浄化槽保守点検業者の登録の申請者が、1の義務を履行せず、浄化槽管理士に研修

を受けさせる措置を確実に講ずると認められない者である場合は、登録を拒否するとする規定を設けることとした。(第5条関係)

3 その他規定の整理を行うこととした。(第16条、第17条関係)

4 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。ただし、2及び5は、令和3年4月1日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県営住宅条例の一部を改正する条例

1 入居手続等における連帯保証人に関する規定を削除することとした。(第9条、第9条の4関係)

2 公営住宅法の一部改正を踏まえ、収入の申告が困難な入居者に係る家賃の算出方法の規定の整備を行うこととした。(第10条、第21条関係)

3 公営住宅法の一部改正等に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第6条、第9条の2、第9条の3、第11条、第23条、第25条、第46条関係)

4 その他規定の整理を行うこととした。(第6条、第23条、第27条、第30条、第31条、第46条関係)

5 この条例は、公布の日から施行することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。

条 例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第1号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表第25号事務の欄(4)を削り、同号市町村等の欄中「(1)から(3)までに掲げる事務にあっては」及び「、(4)に掲げる事務にあっては熊本市」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第2号

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例

熊本県内部組織設置条例(昭和27年熊本県条例第91号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第3号

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年熊本県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「定める者」を「掲げる者」に、「当該各号に掲げる額」を「、当該各号に定める額」に改め、同項第3号及び第4号中「次条の」を「次条第1項に規定する」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年熊本県条例第3号)第2条第3項に規定する給与の額を基礎として法第2条第4項に規定する平均給与額の例により計算した額(その額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、次条第1項に規定する実施機関が知事と協議して定める額)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第4号

熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

熊本県監査委員に関する条例（昭和39年熊本県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条本文中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

第6条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 法第150条第5項の規定による同条第1項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書の審査

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第5号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第23号中「魚介類せり売営業の」を「魚介類競り売り営業の」に、「魚介類せり売営業許可申請手数料」を「魚介類競り売り営業許可申請手数料」に改め、同項第34号中「醤油製造業の」を「しょうゆ製造業の」に、「醤油製造業許可申請手数料」を「しょうゆ製造業許可申請手数料」に改め、同項第39号中「めん類製造業の」を「麺類製造業の」に、「めん類製造業許可申請手数料」を「麺類製造業許可申請手数料」に改め、同項第118号中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改め、同項第179号の2

ア中「よるものであること」を「よって確かめられる安全性を有するものであるかどうか」に改め、同号イ中「額」の次に「（構造計算適合性判定が比較的容易にできる構造計算として知事が定めるものによって確かめられる安全性を有するものであるかどうかの判定を行う場合は、別表第9の5に掲げる区分に応じた額）」を加え、同項第243号中「（製剤製造業者等に限る。）」を削り、同項第244号を次のように改める。

(244) 削除

第2条第1項第245号中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同項第246号中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、「（製剤製造業者等に限る。）」を削り、同項第247号を次のように改める。

(247) 削除

第2条第1項第248号中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同項第250号中「（製剤製造業者等に限る。）」を削り、同項第251号を次のように改める。

(251) 削除

第2条第1項第252号中「第35条」を「第35条第1項」に改め、同項第253号中「第35条」を「第35条第1項」に改め、「（製剤製造業者等に限る。）」を削り、同項第254号を次のように改める。

(254) 削除

第2条第1項第255号中「第36条」を「第36条第1項」に改め、同項第256号中「第36条」を「第36条第1項」に改め、「（製剤製造業者等に限る。）」を削り、同項第257号を次のように改める。

(257) 削除

第2条第1項第515号中「第15条」を「第15条第1項」に、「8,000円」を「8,100円」に改める。

第4条中第15項を第16項とし、第11項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

11 第2条第1項第379号の手数料は、調理師法第3条の2第2項の規定により指定試験機関が試験を行う場合は、当該指定試験機関に納付するものとする。この場合において、当該手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

別表第9の4の次に次の1表を加える。

別表第9の5（第2条第1項第179号の2関係）

構造計算適合性判定に係る面積	金額
200平方メートル以内のもの	42,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	81,000円

備考

1 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して、建築物を建築する場合又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の様替をする場合であつて、主たる架構を構

成する部材の変更を伴わない部分的な構造計算について判定を行うときは、構造計算適合性判定に係る面積が200平方メートル以内のものに区分に応じた額を第2条第1項第179号の2の別表第9の5に掲げる区分に応じた額とする。
 2 一の建築確認申請又は計画通知に構造計算適合性判定を要する建築物が2以上ある場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を第2条第1項第179号の2の別表第9の5に掲げる区分に応じた額とする。
 3 一の建築確認申請又は計画通知に構造計算適合性判定を要する建築物の部分（建築基準法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる一の建築物の部分という。）が2以上ある場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を第2条第1項第179号の2の別表第9の5に掲げる区分に応じた額とする。
 別表第16の2の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。
 別表第26の11の2中備考以外の部分を次のように改める。
 別表第26の11の2（第2条第1項第625号の4の2関係）

区分	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積	金額	
認定通知書が添付された場合	300平方メートル未満のもの	10,000円	
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	78,000円	
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	123,000円	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	155,000円	
	25,000平方メートル以上のもの	194,000円	
認定通知書が添付されない場合	モデル建物法	300平方メートル未満のもの	77,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	129,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	273,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円
		25,000平方メートル以上のもの	385,000円
	標準入力法又は主要室入力法	300平方メートル未満のもの	201,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	325,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	464,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	572,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	676,000円
		25,000平方メートル以上のもの	771,000円

別表第26の11の2備考3中「第1条第1号イ」を「第1条第1項第1号イ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加え、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2中「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加え、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1を同表備考2とし、その前に次のように加える。

1 認定通知書とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第30条第1項の規定による認定の通知書の写しをいう。

別表第26の11の3中備考以外の部分を次のように改める。
 別表第26の11の3（第2条第1項第625号の4の3及び第625号の7の2関係）

区分	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積	金額
認定通知書が添付された場合	300平方メートル未満のもの	5,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	39,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	61,500円

認定通知書が添付されない場合	モデル建築物法	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	77,500円
		25,000平方メートル以上のもの	97,000円
		300平方メートル未満のもの	38,500円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	64,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,500円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	136,500円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	164,000円
	標準入力法又は室入力法	25,000平方メートル以上のもの	192,500円
		300平方メートル未満のもの	100,500円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	162,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	232,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	286,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	338,000円
		25,000平方メートル以上のもの	385,500円

別表第26の11の3備考3中「第1条第1号イ」を「第1条第1項第1号イ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加え、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2中「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加え、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1を同表備考2とし、その前に次のように加える。

1 認定通知書とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第30条第1項の規定による認定の通知書の写しをいう。

別表第26の12備考3中「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加え、同表備考4中「第1条第1号イ」を「第1条第1項第1号イ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加える。

別表第26の13備考3中「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加え、同表備考4中「第1条第1号イ」を「第1条第1項第1号イ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加える。

別表第26の14住宅部分の項中「性能基準により評価されているもの」を「性能基準により評価する方法」に、「仕様基準により評価されているもの」を「仕様基準により評価する方法、モデル住宅法又はフロア入力法」に改め、同表備考5中「第1条第2号イ(1)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に改め、同表備考6中「第1条第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)」に改め、同表備考9を同表備考11とし、同表備考8中「第1条第1号イ」を「第1条第1項第1号イ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加え、同表備考8を同表備考10とし、同表備考7中「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加え、同表備考7を同表備考9とし、同表備考6の次に次のように加える。

7 モデル住宅法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準により評価する方法をいう。

8 フロア入力法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準により評価する方法をいう。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第26の11の2から別表第26の14までの改正規定 公布の日

(2) 前号及び次号に掲げる規定以外の規定 令和2年4月1日

(3) 第2条第1項第23号、第34号及び第39号の改正規定並びに附則第3項の規定 令和2年6月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

3 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項第22号を次のように改める。

22 魚介類競り売り営業許可申請手数料

別表第1手数料の項第33号を次のように改める。

33 しょうゆ製造業許可申請手数料

別表第1手数料の項第38号を次のように改める。
38 麺類製造業許可申請手数料

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第6号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第100条の5第1項第3号中「記入」を「変更記録」に改める。

第109条第1項第9号中「第3条第1項の許可を受けた」を「第3条の許可を受けて

同法第2条第2項第1号に掲げる営業を営む」に改める。

附則第8条の12第4項第1号中「第41条」を「第41条第1項」に改め、同項第2

号及び第3号並びに同条第6項第1号中「第41条」を「第41条第1項」に改め、同項第

「同項」に改め、同条第6項第1号中「第41条」を「第41条第1項」に改め、同項第

2号及び第3号中「第41条」を「第41条第1項」に改め、同条第7項中「第41条」を「第41条第1項」に改め、同

附則第9条第2項第2号中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第109条第1項第9号の改正規定 令和2年4月1日

(2) 附則第8条の12及び第9条第2項第2号の改正規定 公布の日又は道路運送車
両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号。以下「改正法」という。）の施
行の日のいずれか遅い日

(3) 第100条の5第1項第3号の改正規定 改正法附則第1条第6号の政令で定め
る日

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部
を改正する条例をここに公布する。
令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第7号

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の
一部を改正する条例

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（平成
16年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号イ中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する」の次に「児
童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業所又は施設、」を
加え、「、児童発達支援センター」を削り、同号シ中「サ」を「シ」に改め、同号シを同
号スとし、同号サの次に次のように加える。

シ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する生計困難者のために、無料又
は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
を行う施設

第2条第8号中「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同条第9号中「上り用水」を「
上がり用水」に改め、同条第11号中「ろ過器」を「ろ過器等」に改め、同条に次の4号
を加える。

(12) ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等微細な異物を
除去する装置をいう。

(13) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の毛髪等異物を捕集する網状の装置
をいう。

(14) 貯湯槽 原湯等入浴のために使用する温水を貯留する槽をいう。

(15) オーバーフロー水 浴槽からあふれた湯水をいう。

第3条第1項第1号中「原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）」を「貯湯
槽」に改め、同項第3号中「の調整に使用する設備」を「を調節するための槽（以下「調
節箱」という。）」に、「当該設備」を「調節箱」に改め、同項第6号中「通常1リット
ル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットル中1.0

ミリグラムを超えないよう努める」を「規則で定める基準に適合させる」に改め、同項第
8号及び第9号中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同
項第14号ウ中「ろ過器と」を「ろ過器等と」に改め、同号中クをケとし、キをクとし、
力をキとし、同号オ本文中「浴槽からあふれた湯水」を「オーバーフロー水及びオーバ
ーフロー水」に改め、同号オただし書中「回収槽」の次に「内部、オーバーフロー水の配
管等オーバーフロー水の流路の」を加え、同号オを同号カとし、同号エの次に次のよう
に改める。

オ 循環配管は、図面等によりその設置の状況を正確に把握し、不要な配管は、除去
し、又は通水しないこととする措置をとること。

第3条第1項第14号に次のように加える。

コ 浴槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

第3条第1項第15号を第17号とし、第14号の次に次の2号を加える。

(15) 配管を要する水位計を設置している場合にあつては、その配管は、1週間に1回以上、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

(16) シャワーを設置している場合にあつては、規則で定める基準により衛生に必要な措置をとること。

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 貯湯槽を設置する場合にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯水の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の湯水の消毒又は定期的に生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行える構造であること。

イ 完全に排水が行える構造であること。

第3条第2項第2号中「あつては」の次に「、点検、清掃及び排水を行うことができ」を、「土ぼり」の次に「及び浴槽水」を加え、同項第4号オ中「回収槽内」を「オーバーフロー水及び回収槽内」に改め、同項に次の3号を加える。

(5) 調節箱を設置する場合にあつては、清掃が行える構造であること。

(6) 配管を要する水位計を設置する場合にあつては、その配管内の洗浄及び消毒が行える構造であること。

(7) 配管は、その内部の浴槽水として利用される湯水を完全に排水できる構造とすること。

附則第3項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第3項の改正規定 公布の日
 - (2) 第2条第4号の改正規定（同号イの改正規定を除く。）及び次項の規定 令和2年4月1日
 - (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和2年10月1日
- 2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現に設置されている社会福祉法に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設の入浴施設については、同号に掲げる規定による改正後の熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（以下「4月新条例」という。）第4条第2項（4月新条例第3条第2項各号に掲げる基準に係る部分に限る。）の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日から同項第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間において初めて当該入浴施設の増設又は改設が行われるときまでは、適用しない。
- 3 同条第1項第3号に掲げる規定の施行の際現に設置されている入浴施設については、同条に掲げる規定による改正後の熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（以下「10月新条例」という。）第3条第2項、同条第3項（10月新条例第3条第2項各号に掲げる基準に係る部分に限る。）及び第4条第2項（10月新条例第3条第2項各号に掲げる基準に係る部分に限る。）の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後初めて当該入浴施設の増設又は改設が行われるときまでは、適用しない。

熊本県食品衛生基準条例及び熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第8号

熊本県食品衛生基準条例及び熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例（熊本県食品衛生基準条例の一部改正）

第1条 熊本県食品衛生基準条例（平成12年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第50条第2項及び」及び「措置の基準及び」を削る。

第2条を削る。

第3条第1項中「別表第3」を「別表第1」に改め、同条第2項中「別表第4」を「別表第2」に、「別表第5」を「別表第3」に改め、同条を第2条とし、第4条を第3条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

別表第3中「第3条」を「第2条」に改め、同表第2第26項中「醤油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同項第4号中「醤油」を「しょうゆ」に改め、同表を別表第1とする。

別表第4中「第3条」を「第2条」に改め、同表を別表第2とする。

別表第5中「第3条」を「第2条」に改め、同表を別表第3とする。

（熊本県食の安全安心推進条例の一部改正）

第2条 熊本県食の安全安心推進条例（平成17年熊本県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第17条第3号中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の食品衛生法第50条の2第2項に規定する公衆衛生上必要な措置は、改正法附則第5条の規定により、この条例の施行の日から令和3年5月31日までの間は、第1条の規定による改正前の熊本県食品衛生基準条例第2条に規定する基準によることとする。

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第9号

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和55年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第26条第1項」を「第25条の2」に改め、同条第2号中「さく」を「柵」に改める。

第5条中「前条各号」を「前条第1項各号」に改める。

第13条中「知事は」を「法第37条の3第1項の規定により」に、「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、「含む。」の次に「、第24条の2第3項、第25条第5項」を加え、「ために」を「ため」に改め、「獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する職員のうちから」を削り、「任命するものとする」を「置く」に改め、同条に次に次の1項を加える。

- 2 動物愛護管理員は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する職員のうちから知事が任命する。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第10号

熊本県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本方針等（第3条—第11条）
- 第3章 設備に関する基準（第12条）
- 第4章 運営に関する基準（第13条—第33条）

附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「無料低額宿泊所」とは、法第2条第3項第8号の事業を行う施設であって次に掲げる要件を満たすものをいう。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下この項及び第26条において「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料（居室の使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

(2) 居室の使用料が無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準(同法第11条第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。)に基づき算定した額以下であること。
 2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものではない。
 2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスの提供に努めなければならない。
 3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。
 4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。
 5 無料低額宿泊所は、地域との結びつきを重視した運営を行い、県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(構造設備等の一般原則)

第4条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災に関する事項について十分考慮されたものでなければならない。
 (設備の専用)

第5条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。
 (職員等の資格要件)

第6条 無料低額宿泊所の長(以下「施設長」という。)は、法第19条第1項各号のいずれか該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員(施設長を除く。)が、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。
 3 無料低額宿泊所の職員(施設長を含む。第21条を除き、以下同じ。)その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(第32条において「暴力団員等」という。)であつてはならない。

(運営規程)

第7条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項に関する規程(次項、第14条第1項及び第27条において「運営規程」という。)を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、運営規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出なければならない。
 (非常災害対策)

第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害時に備えるため、毎年少なくとも1回、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受入れに努めなければならない。
 (記録の整備)

第9条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する記録を備え置かななければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を、当該入居者が退居した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとつた措置についての記

録

(規模)

第10条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有しなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設(入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。)と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの(入居定員が4人以下のものに限る。以下この条及び第33条において「サテライト型住居」という。)を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービスの提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 第6条第1項及び第3項に規定する要件を満たす者が施設長のみ 4以下

(2) 第6条第1項及び第3項に規定する要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下

4 無料低額宿泊所(サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。)の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

(1) 第6条第1項及び第3項に規定する要件を満たす者が施設長のみ 20人以下

(2) 第6条第1項及び第3項に規定する要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下

5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第9条各項に規定する記録のほか、第20条の規定による状況把握の実施に係る記録を、当該入居者が退居した日から5年間保存しなければならない。

第3章 設備に関する基準

第12条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法(昭和23年法律第186号)の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第1項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができ、かつ、入居者に提供するサービスに支障がない場合は、当該各号に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。

(1) 居室

(2) 炊事設備

(3) 洗面所

(4) 便所

(5) 浴室

(6) 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けるものとする。

(1) 共用室

(2) 相談室

(3) 食堂

6 第4項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 地階に設けないこと。

ウ 一の居室の床面積(収納設備を除く。)は、7.43平方メートル以上とする。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあっては、4.95平方メートル以上とする。

エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)を用いること。

(3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

(4) 便所 入居定員に適したものを設けること。

(5) 浴室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 入居定員に適したものを設けること。

イ 浴槽を設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

第4章 運営に関する基準

(職員配置の基準)

第13条 無料低額宿泊所に配置しなければならない職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当な数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

2 無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(以下この項及び第16条において「日常生活支援住居施設」という。)に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第14条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、当該サービスの内容及び費用、その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書等を交付して説明を行い、居室の利用に係る契約及びそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間(1年内の家賃借約に限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約(借地借家は、平成3年法律第90号)第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。)の場合、1年とする。)及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条の規定により県又は市町村が設置する福祉に関する事務所(次条第3項及び第26条において「福祉事務所」という。)等県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に制限するような条件を定めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第9項に定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線その他の接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法その他他の情報通信の技術を利用する方法であつて次掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用した方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項及び第2項に規定する事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれらの事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けないう旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項及び第2項に規定する事項を記録するファイルの方法

8 前項各号に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができないものでなければならない。

9 無料低額宿泊所は、第7項の規定により第1項に規定する重要事項及び第2項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第7項各号に掲げる方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

10 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、第1項に規定する重要事項及び第2項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

第15条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、当該入居予定者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの

内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その希望、当該入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることのできるよう必要援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第16条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）の支払を受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居室の使用料
- (3) 共益費
- (4) 光熱水費
- (5) 日用品費
- (6) 基本サービス費
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次の各号に掲げる利用料の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
- (2) 居室の使用料 次に掲げる基準に適合すること。
ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。
イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。
- (3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
- (4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
- (5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
- (6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用 次に掲げる基準に適合すること。
ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。
イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

(サービス提供の方針)

第17条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、当該入居者の心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合は、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。

(入浴)

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第20条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第21条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第4条から第11条まで、第3章及びこの章の規定を遵守させるた

めに必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第22条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第23条 無料低額宿泊所は、入居者に対し適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第24条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理)

第25条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭の管理)

第26条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であつて、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

(1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。

(2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの(これら運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。)

であつて、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

(3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。

(4) 金銭等を当該入居者の意思を尊重して管理すること。

(5) 第14条第1項の契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。

(6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。

(7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。

(8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。

(9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。

(10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出ること。

(11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。

(12) 金銭等の管理の状況について、知事の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(掲示及び公表)

第27条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持)

第28条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第29条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽の又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第30条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。この場合において、知事から求めがあつたときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

- 4 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。
(事故発生時の対応)
- 第31条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。
(暴力団員等の排除)
- 第32条 無料低額宿泊所は、その運営について、暴力団員等から支配を受けてはならない。
(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)
- 第33条 第12条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。
附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第33条の規定は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第69条第1項の規定による届出がない無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物(この条例の施行の日前において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第12条第6項第1号ア及びエからカまでの規定は、この条例の施行後3年間は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に旧法第69条第1項の規定による届出がない無料低額宿泊所が、平成27年6月30日において事業の用に供していた建物(同年7月1日の前において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室のうち、第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。
(1) 居室の床面積が、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上であること。
(2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないことを記載した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。
(3) 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
(4) 第12条第5項第1号の規定にかかわらず、共用室を設けること。
(5) 居室の床面積の改善についての計画を、知事と協議の上、作成すること。
(6) 前号の規定により作成した計画を知事に提出するとともに、段階的かつ計画的に第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。
- 4 前項の建物については、同項第6号の規定による改善が図られない限り、新たな居室の増築をしてはならない。

熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第11号

熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

附則第3条中「5年間」を「10年間」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県地域医療再生基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第12号

熊本県地域医療再生基金条例を廃止する条例

熊本県地域医療再生基金条例(平成21年熊本県条例第66号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第13号

熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例
熊本県興行場法施行条例（昭和59年熊本県条例第22号）の一部を次のように改正する。

- 第4条第2項第2号を次のように改める。
(2) 喫煙所を設ける場合は、当該喫煙所が、健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第1項に規定する厚生労働省令で定める技術的基準に適合すること。
- 第4条第2項第3号キを次のように改める。
キ 興行場の規模、入場者の定員等に応じ、興行場内の衛生を保持するために必要な数の便器が設けられていること。
- 第6条中「（保健所を設置する市にあっては、市長）」を削る。

附 則

- この条例中第4条第2項第3号キ及び第6条の改正規定は公布の日から、その他の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 喫煙所を設ける場合において当該喫煙所につき健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号）附則第4条第1項の規定の適用があるときは、改正後の第4条第2項第2号の規定の適用については、同号中「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第1項に規定する厚生労働省令で定める」とあるのは、「健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号）附則第4条第1項に規定する」とする。

熊本産業展示場条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第14号

熊本産業展示場条例の一部を改正する条例
熊本産業展示場条例（平成8年熊本県条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中	午前9時から午後5時までの使用	午前9時から午後1時までの使用	を	午前9時から午後5時までの使用	午後1時
	1,302,400円	651,200円		1,302,400円	
	976,800円	488,400円		976,800円	
	651,200円	325,600円		651,200円	
	325,600円	162,800円		325,600円	
	107,800円	53,900円		107,800円	
	64,680円	32,340円		64,680円	
	43,120円	21,560円		43,120円	
	38,280円	19,140円		38,280円	
	25,520円	12,760円		25,520円	
	12,760円	6,380円		12,760円	
	25,520円	12,760円		25,520円	
	1平方メートルごとにつき30円80銭	1平方メートルごとにつき15円40銭		1平方メートルごとにつき30円80銭	1

午前9時から正午までの使用	午前9時から午後1時までの使用	正午から午後5時までの使用
488,400円	651,200円	814,000円
366,300円	488,400円	610,500円
244,200円	325,600円	407,000円
122,100円	162,800円	203,500円
40,430円	53,900円	67,380円
24,260円	32,340円	40,430円
16,170円	21,560円	26,950円
14,360円	19,140円	23,930円
9,570円	12,760円	15,950円
4,790円	6,380円	7,980円
9,570円	12,760円	15,950円
平方メートルごとにつき11円55銭	1平方メートルごとにつき15円40銭	1平方メートルごとにつき19円25銭

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県卸売市場審議会条例及び熊本県卸売市場条例を廃止する条例をここに公布する。
令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第15号

熊本県卸売市場審議会条例及び熊本県卸売市場条例を廃止する条例
次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 熊本県卸売市場審議会条例（昭和46年熊本県条例第50号）
- (2) 熊本県卸売市場条例（昭和46年熊本県条例第67号）

附 則

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第16号

熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例
熊本県林業研究・研修センター条例（昭和36年熊本県条例第23号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表設備使用料の項中「5 恒温恒湿用設備1台30分につき100円以上250円以 下の範囲内で知事が定める額」を	5 恒温恒湿用設備1台30分につき100円以上2 6 研修用設備1台30分につき70円以上45
--	--

50円以下の範囲内で知事が定める額
0円以下の範囲内で知事が定める額」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例をここ
に公布する。

令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第17条

熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年熊本県条例第2
5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」
の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第9条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設け
る道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右
側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況そ
の他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が
多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除
く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場
合は、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その
他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況
その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該自転車通行帯を設ける道路の自転車の交通の状況を考慮
して定めるものとする。

第11条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において
同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度
が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「
道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第12条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第13条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第34条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第43条中「第9条第1項」の次に「、第11条第1項及び第2項」を加える。

第44条中「第9条」の次に「、第9条の2第3項」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の県道については、

この条例による改正後の第9条の2並びに第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第18号

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例（平成30年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第19号

熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

(8) 第9条第5項に規定する要件を欠く者であつて、浄化槽管理士に研修を受けさせる措置を確実に講ずると認められないもの

第9条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、第1項の規定により置いた浄化槽管理士に、浄化槽の保守点検の業務に関する研修を第2条第2項の有効期間ごとに1回以上受けさせなければならない。

第16条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第17条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項に1号を加える改正規定及び次項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前にされた改正前の熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項の規定による登録の申請であつて、前項ただし書に規定する規定の施行の際、登録をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

熊本県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第20号

熊本県営住宅条例の一部を改正する条例

熊本県営住宅条例（昭和35年熊本県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項第2号中「第2条」を「第2条第1号」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

第9条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適当と認める連帯保証人1人の連署する請書（当該請書を提出することができない特別の事情がある場合で知事がやむを得ないと認めるときにあつては、連帯保証人の連署のない請書）」を「請書」に改める。

第9条の2中「第10条第1項各号」を「第11条第1項各号」に改める。

第9条の3第1項中「第11条第1項各号」を「第12条第1項各号」に改める。

第9条の4を削る。

第10条に次の1項を加える。

3 知事は、入居者（省令第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が次条第1項に規定する収入の申告をするとき及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入及び当該県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、前項の規定により算出した額以下で、令第2条の規定により算出した額とすることができ

第11条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第21条中「第10条第1項」の次に「及び第3項」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 知事は、第10条第3項の入居者が法第28条第2項の規定に該当する場合において、第11条第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第10条第3項の規定及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、かつ、第10条第2項の規定により算出した額以下で、令第8条第3項において準用する同条第2項の規定により算出した額とすることができる。

第23条第1項中「第29条第5項」を「第29条第6項」に改め、「及び」の次に「第3項並びに」を加える。

第25条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第27条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改め、同項第9号中「、第9条の4」を削る。

第30条中「、第21条及び」を「及び第3項、第21条並びに」に改める。

第31条中「第9条の4」を「第9条の3」に改め、「、「法第23条第1号」とあるのは「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第3条第4号イ」と」を削る。

第46条第1項中「第9条の4」を「第9条の3」に改め、同条第2項中「第10条第1項各号」を「第11条第1項各号」に、「第11条第1項各号」を「第12条第1項各号」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の熊本県営住宅条例（以下「新条例」という。）第9条第1項（新条例第9条の3第4項、第31条及び第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第6条（新条例第31条及び第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定による入居の決定を受けた者及び新条例第9条の3第1項に規定する入居の承認を受けた者について適用し、施行日前にこの条例による改正前の熊本県営住宅条例（以下「旧条例」という。）第6条（旧条例第31条及び第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定による入居の決定を受けた者及び旧条例第9条の3第1項に規定する入居の承認を受けた者については、なお従前の例による。